

答 申 個 第 8 7 号

平成29年12月14日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 佐 伯 彰 洋  
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について (答申)

平成29年5月29日付け行総法第5号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

発言を撤回・謝罪している文書の不存在による非開示決定事案 (諮問個第133号)



## 別 紙

### 1 審査会の結論

本件審査請求を却下すべきである。

### 2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、平成28年11月30日に、京都市個人情報保護条例第14条第1項の規定により以下の内容の個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）をした。

強要罪に成り得ないのに、又可能性もまったくなかったのに「強要罪になる」旨発言した事を撤回して迷惑かけたと謝罪している京都市長名の回答（たぶんH28ワ■■■の中に保存中?）

- (2) 諮問庁は、本件請求に係る文書を取得していないため、平成28年12月14日付けで、不存在による非開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、その理由を次のとおり記載した不存在による非開示決定通知書（以下「通知書」という。）を審査請求人に宛てて発送（京都樫原郵便局留）した。

（理由）

請求に係る公文書を作成し、及び取得していないため。

なお、請求に係る公文書の候補として、平成28年（ワ）第■■■号慰謝料請求事件の乙第6号証及び第7号証を特定したが、これらは、本市職員の発言により請求者に不快な思いをさせたことや、請求者の理解を得られるよう説明を尽くせなかったことを謝罪したものであり、「発言した事を撤回して迷惑かけたと、謝罪している」京都市長名の回答ではないことから、請求に係る公文書に該当しない。

- (3) 平成29年1月12日頃、通知書が、京都樫原郵便局から諮問庁に対し、保管期間の経過により返還された。諮問庁は、同月18日に、再度、通知書を審査請求人に宛てて発送した。

- (4) 審査請求人は、平成29年4月28日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

### 3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

### 4 諮問庁の主張

弁明書によると、諮問庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 本案前の弁明

本件審査請求は、却下するべきものとする。

## (2) 本案前の弁明の理由

ア 当庁は、本件処分に係る通知書を、平成28年12月14日に審査請求人に宛てて発送（京都檜原郵便局留）した。一方、本件審査請求は、平成29年4月28日にされたものである。したがって、本件審査請求は、法定の期間（処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月）を経過した後に行われたものである可能性がある。

イ この点について、審査請求人は、通知書を、「病気で入院中、postで受取った」ため、本件処分があったことを同年2月22日に知ったと主張している。

しかし、審査請求人の上記主張には、疑義がある。すなわち、①審査請求人がいつまで入院していたのかが明らかでない。②留置郵便物の留置期間は10日間である（内国郵便約款第78条第1項及び注参照）ため、審査請求人が平成29年2月22日に配達を受けたというのは不自然である。

ウ これらの疑義については、審査請求人により、明らかにされる必要がある。そのうえで、本件審査請求が、法定の期間経過後に行われたものであると認められる場合には、当然、本件審査請求は、却下されなければならない。

## (3) 本案における弁明

本件審査請求は、棄却するべきものとする。

## (4) 本案における本件処分の理由

ア 審査請求人は、本件処分に係る個人情報開示請求書において、「強要罪に成り得ないのに、又可能性もまったくなかったのに「強要罪になる」旨発言した事を撤回して迷惑かけた、謝罪している京都市長名の回答」を請求していた。

イ 当庁は、上記の請求に対し、平成28年（ワ）第■■号慰謝料請求事件の乙第6号証及び第7号証を、開示対象の候補となる文書として特定した。

ウ しかし、当該文書は、本市職員の発言により審査請求人に不快な思いをさせたことや、審査請求人の理解を得られるよう説明を尽くせなかったことを謝罪したものであり、「発言した事を撤回して迷惑かけた、謝罪している」京都市長名の回答ではないことから、上記請求に係る公文書に該当しない。

したがって、当庁は、請求に係る公文書を作成及び取得していない。

エ 以上により、本件処分に違法又は不当な点がないことは明らかであるから、本件審査請求には理由がない。

## 5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 処分があったことを知った年月日 平成29年2月22日

病気で入院中、postで受取った。

(2) 請求文書が、あったのです。担当者が、京都市長名の手紙の回答に明記してあると言って、再度謝罪したのです。H28. 11か12ごろの話です。

(3) 既に「強要罪になる」旨発言したことを撤回して、かつ、市民は消しゴム訂正の実例を言っただけだと謝罪している文書があったと●●が先日明言したので西京区役所内を探して、情報開示して下さい。行総法の担当者様も探して下さい。

(4) 8月にしろ11月にしろ実例を市民は言っただけだと認めて謝罪していると読めると明言されました。結局、市民が1度だけ提案したことは認めているが、2度も3度も繰り返し実例以外のことを言って求めたことがなかったと現場の市民窓口課が認めたというのです。

この「認めた」文書が欲しいのです。8月は不正をやれと「申出」していない「転案」したとかいて欲しいのです。

以上は下記の①と②の文書だということです。同じ事件が2度あったが、それぞれ謝罪したと録音した。

①11月の事件はH25/11/18付京都市の見解文書。

②8月の事件は京都市長名H24/12/26付回答だと録音したのです。

## 6 審査会の判断

当審査会は、諮問庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

### (1) 本件審査請求の適法性について

本件審査請求に関しては、上記2のとおり、本件処分が平成28年12月14日に行われているところ、これに対する本件審査請求は平成29年4月28日に行われている。この間、3箇月を超える期間が経過していることから、当審査会では、本件審査請求が、行政不服審査法第18条第1項に規定する審査請求期間内に行われた適法なものかどうかを判断する必要があるため、以下検討する。

ア 審査請求期間に関して、審査請求人は、審査請求書において、処分があったことを知った年月日を平成29年2月22日と記載したうえ、「病気で入院中、postで受取った。」と主張している。

イ これに対して諮問庁は、以下のとおり主張する。

(ア) 当庁は、本件処分に係る通知書を、平成28年12月14日に審査請求人に宛てて発送（京都樫原郵便局留）した。一方、本件審査請求は、平成29年4月28日にされたものである。したがって、本件審査請求は、法定の期間（処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月）を経過した後にされたものである可能性がある。

(イ) この点について、審査請求人は、通知書を、「病気で入院中、postで受取った」ため、本件処分があったことを平成29年2月22日に知ったと主張している。

しかし、審査請求人の上記主張には、疑義がある。すなわち、①審査請求人がいつまで入院していたのが明らかでない。②留置郵便物の留置期間は10日間である（内国郵便約款第78条第1項及び注参照）ため、審査請求人が平成29年2月22日に配達を受けたというのは不自然である。

(ウ) これらの疑義については、審査請求人により、明らかにされる必要がある。そのうえで、本件審査請求が、法定の期間経過後にされたものであると認められる場合には、当然、本件審査請求は、却下されなければならない。

ウ 行政不服審査法第18条第1項では、「処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月（中略）を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されているところ、「処分があったことを知った日」とは、農業用宅地買収計画並に裁決取消請求事件（昭和27年11月20日最高裁判所第一小法廷）によると「当事者が書類の交付、口頭の告知その他の方法により、処分の存在を「現実を知った日」のことで、抽象的な知りうべかりし日ではないが、社会通念上処分のあったことを当事者の知り得べき状態に置かれたときは、反証のない限り、その処分のあったことを知ったものと推定される」旨が示されている。

エ 本件審査請求についてみると、諮問庁は、審査請求人に対して平成28年12月14日付けで本件処分に係る通知書を郵便局留めにより送付している。しかし、当審査会が確認したところ、同月16日、諮問庁は、審査請求人から入院中である旨を電話で確認しており、平成29年1月12日頃、通知書が京都樫原郵便局から諮問庁に対し、保管期間の経過により返還されている。その後、諮問庁は、同月18日に、再度、通知書を審査請求人に宛てて郵送している。

オ 審査請求人に対して通知書を郵送した平成29年1月18日以降、再度諮問庁に通知書が返送されておらず、かつ、審査請求人が本件処分に対する本件審査請求を行っていることからすれば、同日付けで郵送した後に、審査請求人は通知書を受け取っているものと認められる。

カ そして、京都市役所から樫原郵便局に対して郵便物を送付する場合、通常、翌日には届くことが郵便局のホームページにおいて確認することができることからすれば、審査請求人は、平成29年1月19日に通知を受けることができる状態であったと推定することができる。

キ 平成29年1月19日に通知を受け取ったのであれば、審査請求書が提出された同年4月28日は、処分があったことを知った日の翌日である同年1月20日から起算して3箇月を超えており、本件審査請求は不適法であると考えられる。

ク ところで、行政不服審査法第18条第1項ただし書きでは、「ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」として、正当な理由がある場合、審査請求期間が3箇月を超えた場合にあっては、例外的に審査請求を行うことが可能であると規定している。

ケ 審査請求人は、既述のとおり、審査請求期間において入院していた旨を主張しており、これは審査請求を経過したことに関する「正当な理由」があることについての主張と解されるが、諮問庁が弁明書において、入院期間等についての釈明を求めている中で、それに対する反論書においては、当該入

院の事実の有無，入院期間，入院時の状況など，具体的な事情及び証拠については審査請求人からは何ら言及されていない。

コ 審査請求期間が経過したことに係る正当な理由は，審査請求人しか主張することのできないものであり，また，上記6(1)ウに記載のとおり，「社会通念上処分のあったことを当事者の知り得べき状態に置かれたときは，反証のない限り，その処分のあったことを知ったものと推定される」と解されていることからすれば，審査請求人は正当な理由に関して，自ら説明又は反証する必要があると解される。しかし，審査請求人からは何ら具体的な説明等がなされていない以上，当審査会では審査請求人が請求期間を経過したことに係る正当な理由があったと認めることはできない。

サ したがって，当審査会は，本件審査請求について，審査請求期間を経過した後に行われた不適法なものであると判断する。

(2) 以上により，審査請求人のその他の主張については判断する必要はなく，本件審査請求について「1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### (参 考)

##### 1 審議の経過

平成29年 5月29日 諮問  
6月28日 諮問庁からの弁明書の提出  
8月 1日 審査請求人からの反論書の提出  
11月 2日 審議（平成29年度第7回会議）  
12月14日 審議（平成29年度第8回会議）

※ 諮問庁の職員の理由説明は，審査会が必要がないと認め，実施しなかった。

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったので意見の聴取は行わなかった。

##### 2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 佐伯 彰洋）